

【電子回路組立部門 Q & A】 No. 02

質問校名	熊本県立熊本工業高等学校
質問内容&回答	
<p>Q4：大会要項の「(4)制御対象プログラム④」の「(c)事前製作したプログラムの持ち込みは原則として認めない。例外として、制御用コンピュータのレジスタ、ポート定義、割り込み定義など、基本的動作に必要なヘッダファイルについては事前に申し出て許可を得るものとする。」とありますが、「7セグメントによる英数字表記に関するもの、7セグメントの使用許可・使用不可に関するもの、ステッピングモータの回転に関するプログラム、ブザーの音程に関するプログラム、DCモータの回転に関するプログラム」をヘッダファイルに組み込んでもよろしいかをお伺いいたします。</p>	
<p>A4：今回の制御対象物に対応するために作られたプログラムやデータについてはいっさい持ち込めません。 持ち込み可能なプログラムについては、部門実施要項>電子回路組立部門に例をアップロードしましたので、そちらを参照してください。</p>	
<p>Q5：「使用マイコン及びヘッダファイル等調査」の、記入例に、「スタートアッププログラム」とありますが、具体的にどのようなプログラムでしょうか。 お忙しい所申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。</p>	
<p>A5：スタートアッププログラムとは、マイコンに書き込まれたプログラムを動作させるためのブートプログラムです。 本県で使用している startup.c は 固定割り込みベクタアドレスの設定、スタートアッププログラム、RAMの初期化（初期値のないグローバル変数、初期値のあるグローバル変数の設定）などを行います。（2013マイコンカーラリー講習会マニュアルより）</p>	